

平成28年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成28年11月4日(金曜日)午後2時30分から午後4時50分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第37号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について(学校教育部)

日程第 2 (議案第61号) 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 3 (議案第62号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 4 (議案第63号) 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について(学校教育部)

日程第 5 (議案第64号) 指定管理者の指定について(津久井又野公園他5施設)(生涯学習部)

日程第 6 (議案第65号) 平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について(教育環境部)

4. 報告案件

1 相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの答申について(学務課)

5. 閉 会

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福 田 須美子

委 員 大 山 宣 秀

委員 永井 廣子

説明のために出席した者

教育局長	笹野 章央	教育環境部長	新津 昭博
学校教育部長	土肥 正高	生涯学習部長	佐藤 暁
教育局参事 兼教育総務室長	大用 靖	教育総務室 担当課長	杉山 史一
教育総務室 担当課長	岡本 達彦	総合学習センター 所長	齋藤 嘉一
教育環境部参事 兼学務課長	井上 京子	学務課担当課長	松島 政幸
教育環境部参事 兼学校保健課長	荒井 哲也	学校保健課 担当課長	岸田 幹生
教育環境部参事 兼学校施設課長	山口 和夫	学校施設課主査	川上 淳史
学校教育部参事 兼学校教育課長	江戸谷 智章	学校教育課 課長代理	大津 明博
学校教育課 指導主事	福井 学	教職員課長	佐々木 隆
教職員課担当課長	佐野 強史	教職員課主幹	須永 伸治
青少年相談センター 所長	沢辺 雅子	スポーツ課長	菊地原 央
スポーツ課 担当課長	高崎 久嗣		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	田村 雄一	教育総務室主事	上原 達也

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

上原教育総務室主事 本日傍聴の方はいらっしゃいません。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 3 7 号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申についてを議題といたします。

では、事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第 3 7 号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会から、答申を受けて取組を進めてまいりました再発防止に向けた対応策について、提案いたすものでございます。

なお、本議案につきましては、4 月 2 2 日の教育委員会定例会におきまして、再発防止に向けて「直ちに取り組む事項」と「今後取り組む事項」とに分けてご提案申し上げ、「直ちに取り組む事項」を実施するとともに、「今後取り組む事項」の検討を進めるようご指示いただきましたことから、引き続き再発防止策の内容について検討を進め、学識経験者や各団体の代表者などの第三者で構成されます「相模原市子どものいじめに関する審議会」からいただいたご意見を反映いたしまして、改めて提案いたすものでございます。

恐れ入りますが、議案第 3 7 号、別紙をご覧いただきたいと存じます。

なお、相模原市子どものいじめに関する調査委員会から答申を受けて、新たに進めております取組につきましては、該当部分に網掛けをして表示させていただいており、本日は、その中から主な取組につきましては、ご説明申し上げます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、2 再発防止に向けた対応策の(1)教職員のいじめ観を改める取組における、ア 本事案を風化させない取組についてでございます。

いじめ防止対策の取組の充実がなされるよう、校長会や各担当者会等において本事案の調査結果概要とともに、いじめに係る組織的な支援や対応の重要性について、繰り返し周知徹底を図っているところでございます。

次に、ウ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの報告の改善による組織的な支援の充実でございます。

これまで実施しておりました「相模原市いじめに係る月間報告票」の内容に、新たに追加いたしました「注意を要する児童・生徒の報告票」によりまして、苦痛の累積等を把握するための調査を5月から実施しており、状況把握の充実に努めるとともに、留意すべき内容につきましては、各区の担当指導主事が直接学校へ確認し、支援の進め方について助言するなど、学校支援の充実を図っております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

(2)外部機関、専門家との連携を進める取組における、ウ 学校と関係機関や医療機関等専門機関との連携体制の推進に向けた取組でございますが、支援教育ネットワーク協議会、子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議等において、情報を共有するとともに、医療機関等との連携の在り方について意見交換を行い、より効果的な連携の在り方について検討を進めているところでございます。

次に、(3)教職員が発達障害について理解を深め、様々なトラブルに対処する力を高める取組における、ア 発達障害への理解と対応のための手引き作成でございますが、発達障害のある児童・生徒への理解と対応のための手引きを平成29年3月の完成を目標として作成を進め、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援がなされるよう、インクルーシブ教育の推進に向け取組を進めているところでございます。

10月に開催されました、相模原市子どものいじめに関する審議会からも、インクルーシブ教育の視点を教職員一人一人が持ち、支援にあたることの重要性について多くの意見が出されており、その内容につきましては、手引きの作成に反映してまいりたいと

考えております。

恐れ入ります、4ページをご覧いただきたいと存じます。

(4) 学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組といたしまして、ア 学校と保護者との関係を良好にするための研修の実施についてでございます。

各担当者会や指導主事の学校への巡回訪問において、スクールソーシャルワーカーや青少年教育カウンセラーと連携し、福祉的な視点からの保護者との関わり方や対応の在り方について、理解を深めるために管理職や担当者に対し周知を図っているところでございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

(5) いじめ防止に係る施策等を検証し改善を図る取組における、イ 児童・生徒への相談体制の周知についてでございます。

5月、11月のいじめ防止強化月間に配布しております、児童・生徒向けリーフレットに、児童・生徒自身が学校内外で相談できる体制についての情報を新たに掲載し、周知を図るものでございます。

次に、オ 教育委員会内関係各課による情報共有についてでございます。

今年度から新たに月1回開催しております、青少年相談センターと学校教育課人権・児童生徒指導班による連絡会議において、指導主事とスクールソーシャルワーカーが「注意を要する児童・生徒の報告票」や「欠席状況等通知書」等で把握した児童・生徒の状況や学校の対応について情報共有し、連携した学校支援につなげております。

さらに、先ほどご説明申し上げました「注意を要する児童・生徒の報告票」による調査の実施により、学校から教育委員会に対する相談や経過報告が増え、児童・生徒に対する迅速な支援につながっていると捉えております。

これらの取組により、これまで以上に教職員の意識が高まり、子どもたちに対するより丁寧な支援につながっていると認識しております。

以上で、議案第37号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま、説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 注意を要する児童・生徒に関する報告票は、結局教育委員会の関係各課で情

報共有するということですが、私ども教育委員に対してそういった報告の機会というのは、どのくらいの頻度でしていただけるか、できるだけ報告をいただきたい要望なのですが、いかがでございましょうか。

野村教育長 件数の推移であるとか、それから少し重篤なケースに発展しそうな場合であるとか、最も大切な情報について少し定期的に報告していただければいろいろな議論ができると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○大津学校教育課課長代理 件数と傾向、そういうふうなものにつきましては、定期的にご報告ができるかと思っております。平成28年5月からその内容について集計等としておりますが、半年に1回ないしもう少し短いサイクルで委員の方にもご提供していきたいというふうな形で検討を進めていきますので、よろしく願いいたします。

野村教育長 では、検討よろしく願いします。

他に質疑、意見どうですか。

福田委員 3ページの(2)ウの学校と関係機関や医療機関等専門機関との連携体制の推進に向けた取組にございます、支援教育ネットワーク協議会と子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議というのが2つ挙がっておりますけれども、これはどのような構成の協議会で、どのようなことが今行われているのか、簡単に説明をお願いいたします。

○江戸谷学校教育課長 支援教育ネットワーク会議でございますが、年3回開催をしております。構成メンバーは、14名で、大学の教授、医療施設の方、発達障害センター、それから県立の養護学校、小中学校の学校長代表、各関係課ということで構成をしております。取扱う内容につきましては、本市が定めた支援教育推進プランの進行管理を基本に、現在行われている様々な支援体制について、いろいろとご検討いただきながらご意見をいただいております。

また、連携体制の推進に向け、支援教育ネットワークの会議の充実を図り、支援教育指導員のこれまでの関わりとか、個別の特に重篤なケース等もこのネットワーク協議会の中で協議をいただきまして、具体的な対応はこれでいいのかということのご意見をいただくような方向で今検討しているところでございます。

○大津学校教育課課長代理 子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議の関係でございますけれども、これにつきましては、子どもを守る方策に関すること、また、学校を支援するための方策並びに子どもが健やかに生活するための環境づくりに関

すること、このようなことを検討する事項として掲げております。

構成員でございますが、関係する課長、課ということで9名の方にご出席をお願いし、昨年度、平成27年度の実績でございますが、関係課長会議を3回、並びに作業部会の方を2回開催させていただいて、先ほど申し上げた方策等に関する検討をしております。福田委員 4ページの方にも出てきます支援教育指導員の在り方の検討が、平成28年度中に検討し、改善を図るというふうになっております。資格や採用、ここのところは今どのような形で検討が進められていますか。

○江戸谷学校教育課長 支援教育指導員につきましては、これまで109校に対しまして、年3回、学校からの要請に応じまして概ね学期に1回程度でございますが、派遣をしておりました。毎年各学校からの要望も非常に多いということで、これまでは個別のケースを主に扱ってきたのですけれども、今後につきましては、やはり学校の支援体制をしっかりと強化をしていこうという方針の下に、この支援教育指導員につきましてはそれぞれの学校におります支援教育コーディネーターの力量をしっかりと上げていくというような目的で、対応してまいりたいと思っております。その中で、支援教育指導員の資格につきましては、検討課題にはなっておりますが、基本的には有資格者ということで臨床心理士等の資格を持っている方をしっかりと採用してまいりたいと考えております。

また、面接につきましても、これまで学校教育課のみで人選をしてきたところでございますが、青少年相談センター等も加え、適正な採用をしてまいりたいと考えているところでございます。

大山委員 今の福田委員のご質問の件なのですが、私も同じ質問をしようと思っておりました。支援教育ネットワーク協議会というのは、専門家でいろいろ対策を協議する、立案するという性格の協議会で、子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議はむしろ実務的なネットワークだと思うのですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○江戸谷学校教育課長 今、委員が言われたとおりでございます。

永井(博)委員 大変、時間をかけて作りましたので、とても全方向を網羅している、カバーしているととてもよい取組ができたと思っております。

1つは、学校への周知のしかたと、学校がこれを受けて職員会議とか研修会等で話題にするのだと思いますが、どのくらい時間をかけてこれを読み込んで、理解して意識化できるかということが大事かと思っております。

もう1つ、いろいろな取組としてありますが、私はいつも言ってしつこいのですけれども、1番学校で必要なことは、いい授業をして、いい学級経営をする、それが基本ですので、それを前面に出す必要はない、そんなものは当然わかっていることですからいいのですが、それを忘れずに取組だけに目先がいかないように考えなければいけないと思っています。

もう1つ、今回の事案は、部活動内で多くトラブルが起きたというスタートがありました。私もかつて中学校にいましたので、この対応策で、学級経営、学年経営だとか、学校全体のことでよくできているのですが、部活動はご存じのように教育課程外という位置付けですので、どうしてもダブルスタンダードになって、顧問は普通の場合は学校の教師ですから教師がわかればカバーできるのですが、現実には放課後会議等が多くて、子どもと一緒に活動ができにくい状況でもあります。そういうときに、部活動は3年生が2年生、1年生を指導したり、技術的にうまい子が試合に出れたりという、いわゆる学級とは違う論理で動いているところがありますので、そういう中で、いじめが出やすいかどうかはわかりませんが、なかなか難しい面もあるのではないかと考えています。ですから、その辺のことが何かこの取組で部活動の指導にも生きればいいなと思っています。

もう1点、先ほどから言っていますように、素晴らしい対応策なのですが、これは完成形ではないと思っています。時代によっていじめの形態が刻々と変わりますので、学校現場の意見も含めて、関係機関その他連携を図りながら対応策というのは、これが完成ではなくて新しい事案に対応できるように作り変えていく気持ちをもっていなければならないと思います。また我々の気がつかないところで突発的なことが起きるかもしれません。その辺のことをぜひ意識していた方がいいのかと感じております。

野村教育長 貴重なご意見ありがとうございます。

確かに部活動内での対応という部分については、大きな課題ですよね。

○江戸谷学校教育課長 大変貴重なご意見をいただいたと思っています。

現状、部活動の顧問について、基本的には中学校は全職員が部活動にあたっているかと思っています。今、部活動の顧問に特化した会議であるとか研修ということは行ってはおりませんが、確かに授業とは違った形で先生方が子どもに関わっているケースが非常に多いかと思っています。部活動内での児童・生徒の指導の在り方につきましては、こういった場面で指導徹底を図っていくことが重要なのか、今後検討して適切な場

面でお伝えをしていきたいと思っております。

永井（廣）委員 4ページの、学校と家庭との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組で、相談室便り等で保護者への相談窓口の周知を図るということがあるのですが、往々にして学校からのお便りは保護者に届かないという残念な実態があるかと思うのです。特に、子どもが何かまずいなと思うものは全て持ってこないということもあるので、子どもと親とのコミュニケーションが良好だったら全てのお便りが見られるのでしょうか、そういう場合ではない家庭に対して、お便りを届ける方法というのが何かないものかなと思うのですね。本当に私もお母さん方によく相談を受けるのですけれども、「誰に言ったらいいかわからない、どうしたらいいと思う」という話をよく聞いて、「担任の先生が無理だったら、学年主任の先生とか、部活の先生でもいいし、言える人に言った方がいいよ」という話はさせていただくのですけれども、親は本当にその存在がわからないので、何か周知の方法を工夫していただければありがたいなと思います。

○江戸谷学校教育課長 まさにそういった部分が課題かなと思っております。学校では、通常三者面談が持たれたり、保護者の面談が持たれたり、様々な形で保護者と接触するケースもあるかと思っております。お手紙がなかなか保護者に行き渡らないという課題もあることは承知はしているところではございます。日常、学校としてはいいことも悪いことも含めまして、しっかり保護者と電話で連絡をとるなりして、情報がしっかり保護者に渡り、連携が取れるように今後も学校の方に投げかけてまいりたいと考えております。

福田委員 これからのことになるのですけれども、いじめの認知件数が上がってきたことに関しては、目が行き届くという解釈の下に、肯定的に受け止めていくとしても、徐々に改善策が練られていく中で、改善されていくものだと考えていきたいわけですが、やはり改善したとかいろいろな努力の形がやっぱり見れるような形にさせていただき、学校のいろいろな取組の中で生かしていけるよう共有化を図る、そういうようなこともぜひ考えていただきたいと思います。

野村教育長 いかがでしょうか、この件につきまして他に質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第37号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申についてを原案どお

り決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

野村教育長 それでは次に、日程2、議案第61号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

では、事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第61号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数の改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、職員定数の内訳につきましては、一枚おめくりいただきまして、別添議案第61号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

(1) 職員の定数に係る規定の改正についてでございますが、新たな行政課題への確に対応し、効果的な行政運営を推進するための職員定数といたしまして、合計欄にございますとおり市全体の職員数を4,660人から3,140人増員いたしまして、7,800人とするものでございます。

市長の事務部局の職員につきましては、3,341人を3人増員し、3,344人とするものでございます。

教育委員会に係る部分につきましては、表の下にございますとおり、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員としておりました区分に、事務局及び学校以外の教育機関の職員と、学校の職員という区分を設けまして、事務局及び学校以外の教育機関の職員につきましては、403人とするものでございます。

次に、学校の職員につきましては、県費負担教職員の権限移譲により増員する3,140人を含め、学校に勤務する職員として3,268人といたしまして、教育委員会の計を3,671人と規定するものでございます。

続きまして、表の下のイをご覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正では、権限移譲により県費負担の教職員が市職員定数条例に規定する機会を捉えまして、学校に勤務する職員の定数を明らかにしたものでございますが、主に学校給食に係る職員につきましては、児童数などによりまして、職員を配置する場所が学校や学校給食センターとなることから、弾力的な運用ができるように規定したものでございます。

恐れ入ります、続いて裏面をご覧くださいと存じます。

こちらは、第3条第1項第5号の次に、第6号といたしまして、併任を命ぜられた職員を、併任先においては定数外とすることを規定したものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第61号参考資料をご覧くださいと存じます。

表の下段、教育委員会に係る職員の増減の内訳でございますが、県費負担教職員に係る権限移譲で、市の職員定数条例の対象となります3,140人が増員となります。減員につきましては、技能労務職員の退職によります3人の減員がございますので、差し引き3,137人の増員とするものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 ただいま、説明が終わりました。このことにつきまして、質疑、意見等がございましたらお願いいたします。

教育委員会における実際の増減は、3,137人の増ということです。最終ページは参考で、市全体の増減の内訳というのも記載しております。

いかがでしょうか、質問でも結構ですけれども、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 特にこの件につきましては、質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第61号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
野村教育長 次に、日程3、議案第62号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する
条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は教育長職に関する内容と
なりますので、この会議の進行を教育長職務代理の永井博委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

永井(博)委員 それでは、ご指名をいただきましたので、私の方で会議を進行させてい
ただきます。なお、本議案は教育長職に関する内容となりますが、引き続き教育長には出
席していただくことといたします。

改めまして、日程3、議案第62号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例
の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大用教育総務室長 議案第62号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の
一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本議案は、国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末
手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当の
支給割合を改定するため、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正
するにあたり、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から
意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第62号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容についてでございますが、教育長を含む市長等常勤の特別職の期末手当
の支給割合を年間3.15月から3.25月に、0.1月を引き上げる改定をするもので
ございます。

また、本条例の施行期日は、平成28年12月1日、平成29年度以降の期末手当の支
給割合に係る規定につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

なお、参考として裏面にございますとおり、国の特別職及び本市の一般職の職員につ
きましても、期末手当及び勤勉手当の支給割合を同様に0.1月引き上げる改定が行われる
予定でございます。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井（博）委員 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 特に異存があるわけではないのですが、改定の根拠ということで、確認でございます。本市一般職員と国の特別職の改定、この2点に伴っているということで考えてよろしいわけですね。

○大用教育総務室長 一般職の職員の期末勤勉手当の割合と、国の特別職の期末手当の割合を勘案してということでございますが、参考に申し上げますと、一般職の職員の給与につきましては、人事委員会からの勧告を受けましてその支給割合を決めさせていただきますが、いわゆる特別職につきましてはその勧告がございません。なので、国の特別職の支給割合を勘案してということになります。

永井（博）委員 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声あり）

永井（博）委員 それではありませんので、これより採決を行います。

議案第62号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

永井（博）委員 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

それでは、会議の進行を教育長へと交代いたします。

野村教育長 永井博委員、ありがとうございました。

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について

野村教育長 では次に、日程4、議案第63号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をいたします。

土肥学校教育部長 議案第63号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに提案の理由でございますが、本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに

に伴い、関係条例の整備その他所要の改正をすることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたためこれに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

続きまして、改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配付しております、議案第63号関係資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容についてでございますが、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、新たに本市の条例が適用されることとなる職員に係る規定等を整備するものでございます。

(1)の相模原市職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、旅費の支給の対象となる公務のため旅行する職員、いわゆる公務により出張する職員の定義に、相模原市学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を追加するものでございます。

次に、(2)の相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、アの学校職員のうち、平成29年4月1日の前日において、地方公務員法の規定に該当して休職している職員であって、神奈川県各市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の規定により、定められた休職の期間の末日が移譲日以後であるものに係る休職の期間につきまして、相模原市一般職の職員の分限に関する条例の規定により定められたものとみなすこととするものでございます。

また、イの学校職員のうち、移譲日前に復職した職員であって、当該復職前の休職の期間の末日が平成28年4月1日から移譲日の前日までの間であったものが、移譲日以後に再び同一の傷病により休職の処分を受けたときの休職の期間につきまして、当該復職前の休職の期間に引き続いたものとするものでございます。

次に、(3)の附属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、相模原市教職員健康審査会の審査の対象となる職員につきまして、栄養教諭を除いた学校職員、学校技能員及び介助員とするものでございます。

次に(4)の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてでございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

学校職員のうち、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に対する、相模原市一般職の給与に関する条例の休職者の給与の支給に係る規定の取扱いについて定めるもので

ございます。

次に、（５）の相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、学校職員のうち公益的法人等へ派遣後職務に復帰した職員及び公益的法人等の業務に従事するために退職した職員であって、当該公益的法人等を退職後再び採用された職員に対する一般職給与条例の退職者の給与の支給に係る規定の取扱いについて定めるものでございます。

次に、（６）の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員である学校職員に対する一般職給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用除外等について整理するものでございます。

次に、（７）の相模原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正につきましては、アの学校職員のうち、修学部分休業を承認された職員の給与の減額の取扱いに係る規定を整理するものでございます。

また、イの学校職員のうち、移譲日の前日において神奈川県職員の修学部分休業に関する条例の規定により、修学部分休業を承認されている職員であって、当該休業期間の末日が移譲日以後であるものにつきまして、相模原市職員の修学部分休業に関する条例の規定により、当該休業を承認されたものとみなすこととするものでございます。

次に、（８）の相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正につきましては、アの学校職員のうち、高齢者部分休業を承認された職員の給与の減額の取扱いに係る規定を整理するものでございます。

また、イの学校職員のうち、移譲日の前日において神奈川県職員の高齢者部分休業に関する条例の規定により、高齢者部分休業を承認されている職員であって、当該休業期間の末日が移譲日以後であるものにつきまして、相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例の規定により、当該休業を承認されたものとみなすこととするものでございます。

次に、（９）の相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてでございます。

３ページをご覧くださいと存じます。

学校職員のうち、移譲日の前日において、神奈川県職員の自己啓発等休業に関する条例の規定により、自己啓発等休業を承認されている職員であって、当該休業期間の末日が移譲日以後であるものにつきまして、相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例の規定により、当該休業を承認されたものとみなすこととするものでございます。

次に、（１０）の相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正につきましては、学校職員のうち、神奈川県職員の配偶者同行休業に関する条例の規定により、配偶者同行休業を承認されている職員であって、当該休業期間の末日が移譲日以後であるものにつきまして、相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の規定により、当該休業を承認されたものとみなすこととするものでございます。

次に（１１）の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正につきましては、校長、副校長、教頭、及び事務職員を除いた学校職員等に支給する教職調整額につきまして、支給方法等に係る規定を整理するものでございます。

最後に、２の施行期日についてでございますが、１の（１１）の規定を除きまして、平成２９年４月１日からとするものでございます。

また１の（１１）の規定につきましては、公布の日とするものでございます。

以上で、議案第６３号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

横表の参考資料に簡単な概要を記載しております。

大山委員 以前、県費教職員の給与の移譲ということで、多くの条例の制定又は改正等がこの教育委員会に提案され、同意をいたしました。今回の議案はそれに対して、さらに幾つかの整備が必要だということで、今回改めて整備のための条例改正という理解をしてよろしいのでしょうか。

佐々木教職員課長 今回の改正の概要につきましては、県費負担教職員という言葉がなくなるための文言の整備及び細かな規則の運用に関するものということについてでございます。

福田委員 横表の参考資料で、ご質問したいと思えますけれども、７、８、９、１０のところなのですが、具体的な事例でお話しいただけますでしょうか。

佐々木教職員課長 それでは、まず順不同となりますが、ご説明を申し上げます。

９番の市職員の自己啓発等休業に関することでございますが、これについては、職員が自分の資質向上のためにまとまった休みを使って何か大学に修業したり、あるいは海外に行ってＪＩＣＡで貢献をしたりとか、そういった例がございます。これについては、現在も対象の職員がいるところでございます。

10番の配偶者同行休業についてでございますが、これについては、配偶者の方が海外で仕事の関係で長期に行かれるということについて同行されるというものです。

8番の高齢者部分休業に関することでございますが、55歳以上の方が、高齢を理由にフルタイムで勤務できないため、部分的に休業し短く勤務をするというものでございます。現在該当者はございません。

それから、7番の修学部分休業に関する条例についてでございますが、これについては、修学をするために、部分的に休業し短く勤務をするというものでございます。

野村教育長 他にいかがですか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第63号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第63号は可決されました。

指定管理者の指定について(津久井又野公園他5施設)

野村教育長 では次に、日程5、議案第64号、指定管理者の指定について(津久井又野公園他5施設)を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

佐藤生涯学習部長 それでは、議案第64号の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

はじめに提案の理由についてでございますが、本市の公の施設であります、津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者を指定するにあたり、このうちの小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場につきましては、教育委員会の所管施設でございますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

1の管理を行わせる施設の名称は、津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場でございます。

2の指定管理者でございますが、所在地は相模原市中央区富士見6丁目6番23号、名

称は、津久井グループ運営共同企業体でございます。

3の指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

1枚おめくりいただきまして、議案第64号関係資料(その1)をご覧いただきたいと存じます。

津久井グループ運営共同企業体の概要でございますが、1の構成員につきましては、公益財団法人相模原市まち・みどり公社と東海体育指導株式会社との共同企業体となっております。

2の設立年月日等でございますが、公益財団法人相模原市まち・みどり公社につきましては、平成26年4月1日に公益財団法人相模原市みどりの協会を合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称いたしております。

4の(1)事業概要でございますが、2ページの表をご覧いただきたいと存じます。

公益財団法人まち・みどり公社につきましては、ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業、オ みどり豊かな町づくりの推進に関する事業などがございます。

東海体育指導株式会社につきましては、ア スイミングクラブの管理運営、イ 体育スポーツに関する企画運営、オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備などがございます。

(2)公の施設の主な管理実績でございますが、公益財団法人まち・みどり公社のア及び3ページの東海体育指導株式会社のアにつきましては、いずれも共同企業体の構成員として、平成21年4月から現在に至って、津久井又野公園他5施設の指定管理者となっているところでございます。

4ページの議案第64号関係資料(その2)をご覧いただきたいと存じます。

指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点を得たこと。

(2)評価項目において、施設の設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどがございます。

2の選考までの経緯でございますが、(1)の指定管理者となる要件は、「法人その他の団体」でございます。

(2)の指定管理者の公募につきましては、募集要項を配布後、平成28年6月24日に現地説明会及び現地見学会を開催いたしました。なお、申請団体は候補団体のみでございました。

(3)の選考でございますが、候補団体による提案説明会を公開で実施し、引き続いて、スポーツ推進審議会委員及び公認会計士等を含む指定管理者選考委員会において選考が行われました。

評価基準・評価結果につきましては、5ページの(ア)の表、下段に記載のとおり、525点満点中、339点の得点でございました。

以上をもちまして、議案第64号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

今、説明がありましたとおり実際の申請は1団体で、それを公開でプレゼンしてもらって審査をしたということです。

福田委員 特に異存等あるわけではございませんが、備考欄にございます評価なのですが、合格点における最低基準得点は250点としたという、この根拠が普通、可・不可といったときには6割ぐらいが通常のボーダーラインになるかと思えますけれども、これはどのように設定されているのでしょうか。

佐藤生涯学習部長 表のところ、まず上段のところの事業計画・収支予算の配点の小計が300点満点でございます。その下段の管理を行う能力というところの配点の小計が200点満点でございます。これを合わせると500点満点でございます。ここの2分の1の250点を基準点としたわけでございます。また、一番下に経費削減に対する評価というのが25点満点でございます。この評価はこちらが指定している金額に対して、相手方がどのぐらい安くお金を入れてくるか、その差額の部分で得点に加算されるという仕組みになってございますが、今回は0点というのはこちらがお示した指定管理者の金額と同額を先方が提案してきているために0点というふうなことになってございます。こういったことは決して0点だからといってそれがだめということではなくて、上限でこちらがお示しているものですので、その上限額全てを使って指定管理を受けるというふうな提案になっているということでございます。こうしたことから、合計の525点に対して2分の1となりますと、なかなかこの経費削減に対する評価の設

定の状況が反映仕切れない部分がございますので、これは経営管理課で通常の指定管理を行う上で、標準的な点数からこの部分は除き、250点を最低として、それ以上でなければ不採用として設定をしているところでございます。

福田委員 では、もともと市の評価基準における最低基準得点自体が25点を除いた500点の半分である250点の設定になっているということでしょうか。

菊地原スポーツ課長 庁内には指定管理を指定している施設がたくさんございます。そういう中で、委員がおっしゃられたとおり、また、生涯学習部長からも答弁しましたように、経営管理課で、選考委員会をする際の採点基準というものが示されていて、それに基づいてやっているということございまして、この中で最低基準の250点という全庁的に示されている基準を今回は適用しているということでございます。

永井(博)委員 今と同じ5ページの表で、全体の配点と得点が525点満点中の339点ですが、幾つか配点に対して半分くらいの得点というのがありますよね。さきほどの25点中の0点はわかったのですが、この辺はこの企業さんが採用された場合、引き続きどこが指導するというか、改善を求めるみたいなことはあるのでしょうか。

高崎スポーツ課担当課長 その点なのですけれども、点数のつけ方をはじめ、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

今の表の評価項目がございますけれども、その中で内訳があるかと思えますけれども、各内訳に対して、評価の視点というものを1つから7つぐらいの個数でそれぞれ設定をさせていただいています。その評価の視点について、三段階にまた分かれていまして、評価の視点を満たさない、満たす、満たした上でそれ以上優れているという3つの点に分かれております。

満たさないという評価につきましては、今回ございませんでした。全て評価の視点を満たすということになっていきますので、この得点を見る中では、評価の視点を満たし特に優れているという部分がどれだけあったかというふうな形で見ていただければよろしいのかと思います。

ですから、管理を行う能力の中で、個人情報保護及び情報公開の体制というのが10点ということになっており、ほかのところと比べると低いというふうに見えますけれども、これは評価の視点の中では全て満たされているものとなっております。ただ特段に優れているようなところはなかったというところで判断していただけたらいいかと思います。

佐藤生涯学習部長 今、担当が申し上げたところが基本的な考え方でございますが、毎年、

評価を必ずしておりますので、雇用及び労働条件ですとか、個人情報保護及び情報公開の体制等については、そういった中で守られているかどうか、そういったことはしっかりと確認しながら、まずい点があれば指導をしっかりとしていくということでございますので、特段、今申し上げたとおり問題はないのですが、引き続き、そういったものが優れているというふうな形になるよう、指導、助言をさせていただきたいと思っております。

福田委員 例えば、ちょっと低い中に雇用及び労働条件と個人情報保護及び情報公開の体制、法令等の遵守というのがありますが、これはちょっと、守られているかどっちかですよ。项目的に少し分けて考えた方がいいかもしれませんよね。法令等の順守って絶対丸ではないとおかしいじゃないですか。すごい優れているとかというようなこともイメージしにくいし。

佐藤生涯学習部長 ご指摘のとおりでございます。特に法令の遵守につきましては、オールオアナッシングでなければいけないものでありますが、ここでの採点にあたっては具体例で言いますと、障害者雇用の比率でございますが、やはり基準値を満たしていれば、それはそれで100%ということですが、団体さんによってはその雇用率が非常に高いところがあります。

極端な言い方をしますと、例えば7%とか8%雇っているとか。普通は法定でいくと2%でいいわけですがけれども、やはり7%とか雇っていればそれは非常に優れてやっているというふうなことで高い点になっております。逆に2%ギリギリですと、守っていないわけではないですが、ギリギリなので得点は低いという配点になっております。

福田委員 そうすると半分の得点なのですか。

佐藤生涯学習部長 半分というか、ちょっと下の方の点数になってしまっている。そうしたことで、こういったことが起こり得るということでございます。

福田委員 ちょっとこの得点が低いところだけ、若干説明していただけますか。

高崎スポーツ課担当課長 それでは、まず雇用及び労働条件ということなのですが、幾つか項目がございまして、労働基準法に基づく協定及び届け出の状況というものがありましたけれども、これにつきましては、説明の中では労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する協定の締結はちゃんとされているということは確認しております。

それから社会保険等の加入状況につきましても、健康保険、労災保険、それから雇用保険、厚生年金等についても、加入をしているということでございます。

それから労働基準監督署による指導についても、指導はございませんということで説明

を受けておりますので、特段問題があるということはありません。

福田委員 問題はないが、点数としては低くなるということでしょうか。

高崎スポーツ課担当課長 基準を満たしているという水準の配点が低い点数配分となっていることによるものでございます。

佐藤生涯学習部長 選考委員会は5名の選考委員で構成していますが、やはりそれぞれの委員で、同じプレゼンテーションをしても受け取り方によって得点に差が出てしまって、それを足した結果、たまたま10点だったり、11点だったり、12点だったりというふうなことでございまして、それは法令は守っていますけれども、特に優れて守っていらっしゃるかどうかがそういったところで、各自専門的、個人的な評価視点があるためにですね、こういったことになっているというのが原因だと思います。

福田委員 いろいろと工夫なさって、苦慮なさっている面があるかなと思いますが、私もやっぱり評価というのは、非常に今、いろいろなところでその評価の在り方ということが問われてくると思うのです。そういうときに、半分の得点ぐらいだったら、まあまあというそういう考え方もあると思うのだけれども、全体として一般の受け止めとしては、やっぱり6割ぐらい得点を満たしていないと、それは一般的な説得力に欠けるようなことになると思いますので、各採点項目においても、きちんと出てきたものが6割を超す採点となる基準が良いのではないかと考えます。

ということで、全体としてやっぱり評価というのは数字で納得させるものだから、非常に大事だし、是正が効きにくいものなので、今後ご配慮いただければと思います。

野村教育長 今いただいた意見、大変貴重なご意見だと思います。

基準は満たしたけれども、この部分が足りないから、この点だという説明がやっぱりできないと、これはおかしいのですよね。

ですから、必要なら経営監理課とも話して、やはり市民目線でも確かに6割とか、7割というのは常識な線だと思いますからね。そこをやはり目指すことは必要でしょうね。

菊地原スポーツ課長 ただいま、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まずは6ページのところをご覧いただきたいと思いますが、先ほど委員の方から6割という話もございましたけれども、今回の得点でございましてけれども、一応100点満点に換算した場合には64.5点ということになっているのが1つと、もう1つですね、採点の仕方については、選考委員会の中でも各委員からちょっとわかりづらいというような意

見も出ております。この点については、今後、経営監理課と協議をいたしまして、次回の選考に向けて改善を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

大山委員 以前にも質問したと思うのですが、運営共同企業体ということで、大体今まで指定されている指定管理者の中で、1つは公社、1つは実質的な、やっぱり作業をする会社というふうな組み合わせが多いと思うのですよね。

そうすると事業の計画だとか、その辺は多分、公社側ですから実質的な安全管理とかその辺は、多分もう1つの方の会社であろうと推測するのですけれども、一般的にこういった管理をする指定管理者の組み合わせというのは、概ね公社プラス何か私企業というか、そういった組み合わせが多いのでしょうか。その辺ご質問いたします。

菊地原スポーツ課長 様々なケースがあると考えております。私どもスポーツ課が所管している指定管理施設で見ますと、株式会社単体が指定管理を単独で受けているケースもございますし、まち・みどり公社、あるいは体育協会のような市の外郭団体を中心とするグループが受けているケースもあります。

この指定管理につきましては、何よりもグループ企業で応募があった場合には、得意分野、そこを持ち寄って施設を管理するという提案になっているところが多くございます。

今回につきましては、まち・みどり公社を中心として、東海体育指導株式会社はプールでありますとか、体育施設の指導・管理の実績もございますので、お互いに得意分野を持ち寄って管理していこうということで、提案を受けているものでございます。

大山委員 そうしますとね、公社自体は管理とか、その辺は非常に経験もあるし、歴史も古いからかなり管理できている。しかし、結果的にはこういう、点数が低くなってしまっている、そのアンバランスがどういうふうにかんがえたらいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

菊地原スポーツ課長 64.5点というのが低いか、どうかということだと思います。

今、手元にデータがなくてですね、全庁的に選考した場合の得点がどうなのかということとはございませんけれども、これは決して低いというふうには私ども考えていなくてですね、今回もこのような形で選考させていただいたということでございます。

永井(博)委員 結局、印象の問題なのですよね。20点中の10点とか、40点中の22点。これは下の備考を見ればですね、最低基準の250点で、半分であればクリアしているのだと理解しますが、先ほど説明があった経費削減に対する評価は25点中の0点で、0点というのはひどくないかみたいな、そういう印象は拭えないですよね。それを市が採

用するにあたって、それでいいのかみたいな、素朴なところはやっぱり出てきちゃうと思うのですよ。

ですから、我々こうして説明を聞けばもうそれこそ十分よく理解はしますが、配点は最高点で、得点はそれに対しての到達度なのかとか。言い方を変えるだけで同じことかもしれないし。ただ何か、最初に言った印象はそれを感じてしまいますよね。ちょっと工夫を考える必要があるのかなという感じはします。

野村教育長 ご指摘はごもっともで、特に経費削減に対する評価は25点中の0点というのは、確か数十ある指定管理者全て0点なのです。このことについては市議会でも、実はたびたび指摘はされております。

実際に経費削減の努力をしてないかというのと、実は決してそうではなくて、既に提案の中では常に一定の削減の提案というのはあるのですが、ここで求めている削減の提案というのは、さらにというかなり厳しい基準をもっているのです。

ただ、こうして外に点が出ていきますと、まさに皆さんからご指摘いただいたとおりでありますので、この点については、市トータルの評価基準の問題でございますので、教育委員会の方からも経営監理課には、少し進言をするなり、検討を提案したいと思います。

他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、他にございませんので、これより採決を行います。

議案第64号、指定管理者の指定について(津久井又野公園他5施設)を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第64号は可決をされました。

それでは、ここでしばらく休憩を取りたいと存じます。午後4時05分の再開とさせていただきます。

(休憩・午後3時53分～午後4時05分)

野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について

野村教育長 次に日程6、議案第65号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

新津教育環境部長 議案第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたために、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成28年度相模原市一般会計特別会計公営企業会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、12月補正予算の全体の概要でございますが、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額2,600億8,100万円に、歳入歳出それぞれ44億1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,644億9,700万円とするものでございます。

5ページをご覧くださいと存じます。

「款50 教育費」の補正額は36億1,698万円の増額となっており、補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は8.7%となり、1.3ポイントの上昇となります。

今回の補正予算につきましては、国の補正を受け、主に平成29年度以降に実施予定であった事業を前倒しし、平成28年度補正予算として編成し、併せて繰越明許設定をするものでございます。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出につきまして、ご説明をいたします。

20ページをご覧くださいと存じます。

上段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校給食施設・設備整備事業につきましては、麻溝小学校校舎等改築事業に伴う給食室の整備に係る備品等の購入に関する経費を前倒しするもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、1の小学校校舎改造事業につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全及び機能向上を図るため、田名北小学校ほか2校の校舎改造等を実施するものでございます。

2の小学校屋内運動場改修事業につきましては、屋内運動場の維持・保全及び機能向上

を図るため、中野小学校の床、壁、照明等を改修するものでございます。

3の小学校校舎等整備事業、(1)トイレ整備事業につきましては、学校トイレの快適性向上のため、谷口台小学校ほか4校のトイレ整備を行うものでございます。

(2)空調設備整備事業につきましては、教育環境の改善を図るため、大沢小学校ほか8校の普通教室等に空調設備を設置するものでございます。

(3)その他整備事業につきましては、平成29年度以降に教室不足が懸念される鶴園小学校へ新たに普通教室等を整備するものでございます。

4の麻溝小学校校舎等改築事業(継続費)につきましては、平成28年度から平成29年度までの2カ年で実施している麻溝小学校の改築工事のうち、給食室の整備等に関する経費を前倒しするものでございます。

5の小学校工事設計等委託につきましては、屋内運動場改修及び空調設備設置工事に係る設計業務を委託するものでございます。

なお、小学校校舎改造事業から小学校工事設計等委託までにつきましては、特定財源として、国庫支出金等を見込むものでございます。

下段の「項15 中学校費」、「目20 学校建設費」でございますが、小学校費と同様に説明欄1にございます中学校校舎改造事業につきましては、上鶴間中学校を改修するものでございます。

2の中学校屋内運動場改修事業は、上溝中学校ほか2校の屋内運動場を改修するものでございます。

3の中学校校舎等整備事業、(1)トイレ整備事業につきましては、大野台中学校ほか1校のトイレ整備を行うものでございます。

(2)空調設備整備事業につきましては、共和中学校ほか6校の普通教室等に空調設備を設置するものでございます。

4の中学校工事設計等委託につきましては、屋内運動場改修に係る設計業務を委託するものでございます。

なお、中学校校舎改造事業から中学校工事設計等委託までの事業につきましては、特定財源といたしまして、国庫支出金を見込むものでございます。

次に、関連する継続費補正につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項10 小学校費」の麻溝小学校校舎等改築事業につきまして

は、給食室の整備等に関する経費の前倒しによりまして、年割額を変更するものでございます。

次に、関連する繰越明許費につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

下段の「款50 教育費」でございますが、主に国の補正を受けて行う事業につきましては、平成29年度への繰越明許費を設定するものでございます。

「項10 小学校費」、学校給食施設・設備整備事業から「項15 中学校費」、中学校工事設計等委託まででございますが、学校給食施設・設備整備事業、校舎改造事業、屋内運動場改修事業、トイレ整備事業、空調設備整備事業につきましては、繰越明許費を設定するものでございます。

次に地方債補正でございますが、11ページをご覧くださいと存じます。

「教育債」、「小学校整備債」及び「中学校整備債」でございますが、国の補正を受けて行う小学校校舎改造事業、屋内運動場改修事業及びトイレ整備事業、空調設備設置事業等の実施に伴い、増額するものでございます。

笹野教育局長 続きまして、平成28年度相模原市一般会計特別会計公営企業会計補正予算書及び予算に関する説明書の8ページをご覧くださいと存じます。「津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド、ふじのマレットゴルフ場指定管理経費」でございますが、これらの事業の執行は平成29年度以降になるわけでございますけれども、さきほどご審議いただきました指定管理者の指定についての議案とあわせて、平成28年度から平成33年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

また、「相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第2競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場、相模原麻溝公園グラウンド指定管理経費」でございますが、こちらも事業の執行は平成29年度以降になるわけでございますけれども、平成28年度から平成33年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第65号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 ただいま予算に関する説明が終わりました。

これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

教育環境部長から説明がありましたとおり、国庫補助を獲得するため、かなりいろんな国関係機関にも要望に行きました結果、ここで補助金を獲得できましたので、それに伴っての空調の整備ですとか、校舎改造ですとか、そういったものについて補正予算を編成するという、そういったことです。

福田委員 そうしますと、少し前倒しといえますか、計画が早く進むという、そういうことにつながるわけですね。

新津教育環境部長 非常に昨年から、ご心配をおかけしました中学校の空調は、これで全てが完了いたしますし、小学校はできるのかというふうな、ご心配もいただきましたが、ここで着手をすることになりますので、大幅に事業が前へ進むというふうになります。

福田委員 4ページにございます、歳入のところの寄附金というので、補正額は6,800万円ですが、どのような寄附金になるのでしょうか。

新津教育環境部長 これは市全体の補正予算になっていまして、教育委員会に関わる部分の寄附金ではないので、はっきりわからないのですけれども、緑地の寄附であるとか、いろんな寄附が来ますので。

永井(博)委員 先ほどの説明の中で、鶴園小学校が校舎増築でしたでしょうか。何か、今ごろになって子どもが増えているのかなとか、あっちの方の状況は全然わからないのですが、何かその辺の状況がわかりましたらお願いします。

山口学校施設課長 市内でも、特に鶴園小学校につきましては、現時点で普通教室等については、ギリギリの状態です。

今後6年間の児童推計を見ますと、平成31年に教室が2つ不足し、以降、平成34年まで児童数が増えていくというものが推計上出ております。

また、さらに今年度中であっても、引っ越し等で児童が増えるということもございまして、その増えた場合については、どうしようかということをお話しているところでございます。

本来であれば、9月、10月の推計を見た中で、リース対応の仮設教室ということで、3月末までに整備をするというふうなことで従来やってまいりましたけれども、これだけ6年間の推計を見た中でも、明らかに普通教室に限っては不足することがわかっておりますので、平成29年度の当初予算で、形態は仮設教室形態になりますけれども、2教室の普通教室、それとトイレも不足しているのです、トイレも男女セットで整備するというところで計画をしておりました。

今回、国の国庫が採択されたということでありましたので、補正予算により設計を行い、平成29年度中に校舎を整備するという計画になっております。

他の学校につきましては、淵野辺東小学校や上鶴南小学校の児童数が多くなっているところでございますけれども、そちらの学校については、当面児童推計を見た中でも、将来そんなに増えず、逆に、だんだん減ってくるだろうというふうな推計になっています。市内でも、特に鶴園小学校については、右肩上がり児童数が増えているということから、今回整備に至ったということでございます。

福田委員 現在は24クラスですか。

山口学校施設課長 鶴園小学校の現在の教室数になりますけれども、普通教室で21教室、それと支援級で3教室ということで、全部で24教室になっております。

大山委員 昨年度、同様の国庫の補助が受けられなかった、負担金がなかったということで、市債を発行して実施した。今年度は国庫があったということですが、それでも、また市債を発行せねばならんということで、市債というのはどのような位置付けになっているのでしょうか。かなり膨大に膨れ上がっているのではないかというふうに危惧はするのですけれど。今回は、国の補助金は出たけれども、結局、市債を頼らざるを得ないということで、今後、やはり校舎の老朽化に伴ってかなり工事費はかかると思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

新津教育環境部長 昨年、皆さんにご心配いただいて、国の補助がつかないから相模原市は借金してやりますよというご説明をしたのが、しっかり頭の中に残っておられたと思います。

実は同じ借金でも、今回のように国の補助金にプラスして市が市債を発行するのは、補正予算債という、国から補助を受けることに対して市がその事業をやるために借金をしますよという借金で、この借金は、国からの交付税で埋めてもらえるので、皆さんにご心配をかけない借金だと、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

福田委員 いろいろ他市の小学校、中学校を見ることが以前あったのですが、やっぱり相模原市の小学校、中学校を私もいろいろ見せていただく中で、やっぱり老朽化が激しいなというイメージをとて強く抱いているのですね。私が見てきたのは、どちらかというと東京とか横浜を見ることが多かったのですが、相模原市の小中学校はやっぱり本当にギリギリだな、みたいところの学校も幾つかあるように思いますので、そのことについての見通しも大変かと思っておりますけれども、補修とか改築の方向性のご検討をお願い

します。

新津教育環境部長 今ご心配いただいた校舎の老朽化、これは我々もすごく心配しているところなのですが、だからこそ年次的に計画的に進めなければいけないということは重々承知しております。

全国的にも同じような傾向になっているものですから。ちょうど日本全体の景気が伸びたときに、学校がやっぱり必要になっていきますので、状況は同じでございます。

そういう中で、この校舎をどうやっていくのかということ国から指示が出ておりまして、長寿命化計画というのを国は作りなさいとしております。これは平成32年度末までに作れという指示が出ていますが、それ以降は、この計画がないとおそらく補助金は出ないと。自分たちで勝手に直しなさいとよというふうなことになるかと推察しております。その中で、やはり優先順位をつけてやっていかなければいけないと考えています。物によっては、躯体がもたないものがあったりしますので。

福田委員 事故にもつながりかねないという。

新津教育環境部長 いずれにしましても、もう本当に相模原市の学校は30年、もう40年近い学校もございますので、やっていかなければいけないと考えております。

野村教育長 今、教育環境部長から説明がありましたとおり、今後、長寿命化の計画を早急に作ります。市でも道路とか下水道は既に作ってあるのですよ。数十年にわたる長寿命化の計画を。部長が話されたとおり、それがないと今後、国庫補助等はないという、そういうことになりますから、計画的な補修というのが重要になってまいります。

永井(廣)委員 私もほかの都市、市町村のところにたくさん行かせていただくのですが、相模原市は、校庭にあるトイレの環境がちょっと悪いかなという気がちょっとしているのですよね。

福田委員 外トイレ。

永井(廣)委員 はい。外トイレの例えばバリアフリー化が全然進んでいないとか、和式しかないとか、すごく古いという気がして。

例えば茅ヶ崎とか藤沢に行ったときなどは、外トイレがちゃんと整備されていて、洋式トイレが2個あって、バリアフリーにもなっていて、車椅子でも入れるというふうになっているところが結構多いような気がするのですが、本市ではそれに対する予算がつかないから整備ができないのか、あまりそこは気にしていないのか、多分災害時の拠点とかにもなるし、地域に貸し出されて、運動会とかしているときも、すごくお年寄りの方が

お困りになっていたりとかするので、もしそういうところが整備ができるようであればと思いましたが、いかがでしょうか。

福田委員 児童福祉法も改正されたのだから、それは必要になりますよね。

山口学校施設課長 委員が、ご心配のとおりだと思います。屋外トイレにつきましては、従来バリアフリー化がされていないトイレが多くございます。ただ、今回、防災減災プログラム事業というものを市で企画いたしまして、避難所となる学校で、屋外便所がない学校については、入札不調でずれ込んでおりましたけれども、今年度12校の屋外トイレの整備をしているところでございます。

新たに整備をしたものにつきましては、当然、洋式になっておりますし、バリアフリー化になっております。さらに、非常時に使えない下水道に接続しておりますけれども、下水道も使えないといった場合については、一時的にマンホールを使用したトイレ等で対応できるよう考慮しております。

今作っているものについてはその形態になっておりますけれども、従来のものについては、なかなか学校の校舎の方の洋式化を学校が優先されておりますので、屋外のトイレまで洋式化というのはなかなか進まないというふうな現状でございます。

いずれにいたしましても、校舎も含めてトイレの環境を、かなり各家庭でも洋式化になっておりますので、できるだけ学校で困らないような形で洋式化も含めて、整備を今後進めてまいりたいと考えております。

野村教育長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、他にご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第65号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの答申について

野村教育長 では続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの答申についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

井上学務課長 相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの答申について、ご報告申し上げます。

恐れ入りますが、説明は「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する提言書の概要」というタイトルのA4版の資料1枚に沿って説明させていただきたいと存じます。

提言書概要の1、諮問でございます。

本検討委員会は、近年の学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の児童生徒に望ましい学習環境を提供するために、教育委員会が平成27年7月28日に設置し、同日に「教育上の望ましい学校規模のあり方とその実現に向けた有効な方策」について諮問したものでございます。

開催は、平成27年7月から平成28年10月までの期間で、計11回ご審議いただき、答申は、平成28年10月21日に提言書の形でいただきました。

次に、提言書の内容をご説明させていただきます。

提言書の構成でございますが、大きく分けて、「現状分析」「課題の整理」「解決方策の整理」の3部分に分けて整理されております。

提言書概要の2、「現状分析」でございますが、恐れ入りますが、提言書の6ページも併せてご覧ください。

図1のとおり、本市の児童生徒数は減少傾向を続けており、表3のとおり、将来推計を見ましても、就学年齢者数は約30年後、平成57年になりますが、約3割減少することが予想されております。

一方、10から15年後までは児童生徒数の増加が見込まれる地区も存在し、学校施設の状況によっては、教室数の不足が懸念されます。

提言書概要の3、「課題の整理」でございますが、提言書は8ページをご覧ください。

表4のとおり、学校規模は教育環境に対してメリットとデメリットの双方で様々な影響を与えます。

10ページをご覧いただければと存じます。

学校規模のメリットを最大化し、デメリットを最小化するという視点から、望ましい学校規模を、小学校は18から24学級、中学校は15から21学級の範囲としております。

原則として、望ましい学校規模に近づくことで、学校規模によるデメリットの解消に努めることが好ましいとされております。

12ページをご覧ください。

学校規模による課題に対しては、表6のとおり、学校規模に起因しない教育環境上の課題も発生しております。

学校規模による課題と同様に、解決に努めることが好ましいとされております。

提言書概要の4、「解決方策の整理」でございます。提言書は14ページになります。

課題解決の手法には、表7のとおり、学校統合などの通学区域（制度）の変更を伴う手法と、15ページでございます表8のとおり、児童生徒や地域に対する影響が比較的少ない、通学区域（制度）の変更を伴わない手法がございます。

16ページをご覧ください。

望ましい学校規模を実現するにあたっては、児童生徒や地域に与える負の影響を軽減するように努める必要がございます。

主な留意する点として、「安全な通学環境の確保」、17ページの「児童生徒にとっての環境変化への配慮」、18ページの「学校と地域の繋がりへの配慮」、19ページの「魅力ある学校づくり」の4点がございます。

20ページをご覧ください。

検討委員会では、望ましい学校規模の実現に向けた取組の具体的方向性につきまして、ケーススタディを行い、3種類のケースを想定して、整理していただきました。

23ページをご覧ください。

望ましい学校規模から外れている学校のうち、優先的に課題解決に努める必要がある範囲につきまして、表9のとおり、過小規模校といたしまして小学校11学級以下、中学校5学級以下。過大規模校といたしまして小学校、中学校ともに31学級以上と定めております。

24ページをご覧いただきたいと思います。

課題への対応時期でございますが、過小規模校、過大規模校に加え、表10のとおり、学校規模に起因しない関連課題のうち、児童生徒の安全安心や教育の中身に係る課題につきましては、概ね5年以内を目処に取り組むこととされております。

一方、地域やまちづくりにも影響を与える課題といたしましては、概ね10年前後を目処に取り組むことが望ましいとされております。

25ページをご覧ください。

課題解決の進め方でございますが、短期的に取り組む課題に対しては、教育委員会が主

体的に問題提起を行うことが望ましいとされております。

一方、長期的に取り組む課題に対しては、学校規模に関する検討組織を全校に設置し、学校、保護者及び地域の方々の意見の受け皿を作ることで、将来の環境変化への対応が後手にまわらないような体制を築くことが望ましいとされております。

恐れ入りますが、提言書概要の裏面にお戻りいただきたいと存じます。

提言書全体を通しまして、ポイントを改めて整理させていただきました。1点目といたしまして、学校規模のみを尺度として通学区域の変更や学校統合を判断しないこととされております。どのような施策を実施するかは、学校単位で関係者との協議を行った上で決定することとしております。

2点目でございますが、学校規模に関連する課題への長期的な取組体制を構築することとされております。学校規模に関する検討組織を全校に設置し、学校規模に関する課題を取り扱う際のルート整備を行うこととされております。なお、前身となる組織がある場合には、これを利用することともされております。

3点目でございます。魅力ある学校づくりに努めることとされております。特色あるカリキュラムの導入や小中連携教育、一貫教育の推進により、少子化が進行する中においても、地域に児童生徒を集めることができる魅力ある学校を作ることで、長期的に望ましい学校規模を維持することを目指すこととされております。

以上、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会からの答申につきまして、ご報告申し上げます。

野村教育長 説明は以上でございます。今後の進め方について、少し補足の説明をお願いしますか。

井上学務課長 この提言書を受けまして、この後、相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針案を作らせていただきます。この基本方針案ができましたら、パブリックコメントを実施し、平成29年3月までには基本方針をまとめさせていただきたいと考えております。実際に学校の方に問題提起等を進めて行くのは、平成29年度以降というふうな想定で進めております。

野村教育長 今後のスケジュールについても、ちょっと補足させていただきました。いかがでしょうか。

福田委員 このことと一緒に論じられるかどうかもあれなのですが、学校教育法の改正により平成28年4月から義務教育学校の制度が創設されました。相模原市では、このこと

に向けて考えていくというようなことは、この提言書とは直ではないのですが、一応これからの学校規模のあり方ということと関わっていくと思いますので、何かお話が出ていけば、教えていただければと思います。

松島学務担当課長 この検討委員会の中でも、義務教育学校や現在進めている小中連携についてのお話も出ました。まだ本市の中では、そういったものの方向性が出ておりませんが、今後もそういったことも含め、学校規模等を絡めて考えていく必要があるのではと考えています。

野村教育長 提言書においても、小中連携や義務教育学校については、選択肢として触れられています。

福田委員 やっぱり学校規模のあり方と関わってくるので、一緒に論じるというか、そういうことも考えながら小中連携や義務教育学校についても合わせて考えていかれるといいかなということで、お願いいたします。

野村教育長 この望ましい学校規模のあり方については、今後基本方針をまとめてまいりますので、またご意見を賜っていきたいと思います。

永井（廣）委員 実際に通学区域が変更になった学校があって、それに対して地域の方のご要望でそうなったらしいのですが、保護者が意見をあまり言えずに、例えば上の子と下の子が違う学校に通うようになってしまってもものすごく大変だったという声を聞いたことがあります。そういうお話というのは、これには反映されているのでしょうか。

松島学務担当課長 これまでの取組ということで、今回の提言書の3ページになりますが、通学区域の変更ということで一番下の表になりますが、平成10年に学校規模の検討がされた以降の通学区域の変更の箇所については4地域ございます。

それほど多い数ではないのですが、今委員がおっしゃいました地域からの要望ということになりますと、平成25年の光が丘地域、それから平成26年分の青葉地域についてのことかと思われるのですが、こちらは特に地域からですね、要望をいただきまして、それに基づきまして教育委員会で検討を行いまして、実際に通学区域を変更させていただいたということをございまして、変更する際には単純に学年を分けるということも含めて、保護者の方のご意向を伺って、配慮もしながら実際行ってきた経緯がございます。

新津教育環境部長 おそらく今、永井委員がおっしゃられたのは、上のお子さんが6年生だったのではないかなと思われるのですね。下のお子さんは、それ以下の学年ですから、6年生はご存じのとおり、早いところだと6月に修学旅行に行ってしまう。そういうこと

を多分、おそらく配慮をした上で、6年生はそのままの学校に残したのではないかなということが考えられます。それで下のお子さんたちは、早く次の指定した学校に慣れてもらった方がいいからということで、お兄ちゃんなり、お姉ちゃんがいるからといって、そっちに行っていよいよという対応を取らなかったのではないかなと思います。

そういったことも当然、これから学校の学区を再編しようとするに出てくるのですが、そういった中では、新しい学校を作るわけではないと考えていますので、なるべくあとちょっとの思い出というふうな部分は、いろいろ聞きながらやっていくのかなと考えています。

そういったときに、兄弟でこうになってしまうのだというふうな話も、多分出てくるとは思うのですが、そこは長い目で見るとなろうかと考えていますが、いろいろご意見はあると思いますので、伺いながらやってまいりたいと考えています。

永井（廣）委員 下のお子さんの学年がまだ低学年だったら、上の子が卒業してから下の子を転校させてもよかったのではないかなという意見も出てたりはするのですね。なので、そこは難しいところだと思っています。いろいろご配慮もいただいていることかなとも思っています。

野村教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では最後に、次回の会議の予定日を申し上げます。

12月22日、木曜日、午後2時30分から、こちらの教育委員会室で開催するという
ことで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 それでは、次回の会議は12月22日、木曜日、午後2時30分開催予定と
いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

閉 会

午後4時50分 閉会